

広島県教育委員会教育長告示第一号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定によって、広島県総合グラウンドの管理を行う指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十八年三月二十八日

広島県教育委員会

教育長 下崎 邦明

| 指 定 を 受 け た 者 | 主たる事務所の所在地 | 指 定 年 月 日 | 管 理 の 期 間 |
|---|-----------------|------------|---------------------------|
| 名称及び 代表者氏名 セイカスポーツセンター・鹿島建物・西尾園芸共同企業体 代表者 株式会社セイカスポーツセンター代表取締役 玉川 文生 | 鹿児島市宇宿二丁目一八番二七号 | 平成二八年三月一八日 | 平成二八年四月一日～ 平成三三年三月三十一日 |